論説

地方自治と都市レジーム研究

一欧米における議論を中心に一

鈴木隆志

はじめに

都市レジーム研究は、1980年代後半にアメリカで登場して以来、西欧諸国をはじめ世界各国においてとり入れられてきた $^{(1)}$ 。この研究が多用されたために、その応用方法も多様化して展開してきた。それゆえ、都市レジーム研究は、一つの理論であるよりも多様な側面を擁する概念であり、その多様な様相をどのように重みづけるかは明確でないとの指摘がなされてきた $^{(2)}$ 。その片鱗が呼称にも表れており、かつては「都市レジーム論(Urban Regime Theory)」と呼ばれることが多かったが、近年は「都市レジーム分析(Urban Regime Analysis)」とも呼ばれることが増えてきた $^{(3)}$ 。このように都市レジーム研究とは、いかなるものであるかについては、現在でも議論がなされている。

本稿では、都市ガバナンス研究との比較の視点から都市レジーム研究の問題点等が指摘された「ピエールの論稿」(2014年)⁽⁴⁾と、このピエールが提示した課題をもとに都市レジーム研究の応用可能性が検証された「ランベレットの論稿」(2017年)⁽⁵⁾を中心に検討する。ピエールの論稿を選択した理由は、従来も都市レジーム研究に対して、ヨーロッパでの応用に関する議論が存在していたが、都市ガバナンス研究の視点から具体的に都市レジーム研究の課題について検討がなされているためである。また、ランベレットの論稿を選択した理由は、ピ

エールが提示した都市レジーム研究の課題に対して応答しているからである。また、こうした批判的考察に、事例研究の見地より検証を行っているからである。

上述したように都市レジーム研究では、研究者によって多様に展開しているのであるが、いかなる研究として捉えることができるのかについての一端を明らかにすることが本稿の目的である。換言すれば、都市レジーム研究は分析枠組みとして現在も有効であるか否かの確認を試みたい。まず、都市レジーム研究に関する議論を整理し、いかなる課題が存在するのかについて考察する。その上で、分析枠組みとしていかなる修正が加えられ、いかなる点で説明の可能性を見出せるのかについて考察する。

1. 都市レジーム研究をめぐる議論

1) 都市レジーム研究

都市レジーム研究を確立した業績としてクラレンス・ストーン (Clarence N. Stone) の『レジーム政治』 $(1989 \, \oplus)^{(6)}$ がある。

「都市レジーム」とは、統治に係る意思決定と実施を可能にするために都市などの自治体(public bodies)と企業などの利益団体(private interest)が相互に機能する非公式なアレンジメントのことであると解されている⁽⁷⁾。

この研究は、1950 年代後半から 1970 年代に行われた「コミュニティ権力構造論争」に続くものとして位置づけられている $^{(8)}$ 。

都市レジーム研究の主たる関心事は、①誰が協力するのか、②コミュニティの制度上のアクターである自治体政府、企業などの利益団体、市民団体等を越えた協力はいかに達成されるか、③自治体、企業、市民団体の関係が、社会変動や新しいアクターの登場、アクター間の対立や無関心によって崩壊した場合、いかに維持されるのかについてである⁽⁹⁾。アトランタ市での研究では、多くのコミュニティが人種間

七三一一

対立の収拾に失敗したにもかかわらず、あるコミュニティでは、複雑で不安定な要因があるなか、効率的かつ持続可能な政治運営能力が維持され得たのはなぜかということが検証された⁽¹⁰⁾。アトランタ市においては、一時期ではあるが黒人有権者が過半数を占めて市政府の支配的な勢力となった。しかしながら、そのことが都市政治に反映されることがなく、人種横断的な統治連合が編成されて開発政策が選択されるなどして、都市政治を決定的なものにしていた⁽¹¹⁾。

その後、ストーンは、都市の政策アウトプット、政治運営パターン、 都市の顕在的・潜在的政治経済資源の連関から、現状維持型レジーム、 開発志向型レジーム、中産階級革新レジーム、下層階級機会拡大レ ジームに類型化し、アメリカにおける比較都市分析を試みた⁽¹²⁾。

このように、都市レジーム研究はアメリカにおいて確立され、その 後ヨーロッパ諸国でも採択されるようになった。

2) 従来の議論

本稿においては、ピエールによる 2014 年の論稿とランベレットによる 2017 年の論稿を中心に扱うとしたが、これまでも都市レジーム研究に対して、批判的考察が行われていなかったわけではない。

モスバーガー(Mossberger)らは、都市レジーム研究は一つの理論というよりも多様な側面を擁する概念であり、その多様な様相をどのように重みづけるのかは明確にされないと評していた⁽¹³⁾。また、レジームの形成、維持または変化についての説明あるいは予測する能力が限られているため、理論ではなく概念あるいはモデルであるとの指摘もされていた⁽¹⁴⁾。

また、ヨーロッパ、特にイギリスにおいては都市レジーム分析が用いることができないと指摘されていた。自治体の公的なアクターと民間のアクター、特に経済界とのつながりはそれほど強くないため、イギリスでの分析に用いるには十分ではないと指摘されたのである (15)。

グローバリゼーションにより都市の経済状況も変化し、レジームも

八五(三〇九

制限されることが指摘されていた。つまり、都市レジーム研究は、抽象的な説明的フレームワークであり、変化に対応できないことや具体事例を説明できないという批判があり、生産体制、政府間関係の変化や民営化の推進など、時代によって要因が変化していることが指摘されていたのである⁽¹⁶⁾。

このように、1990年代中頃から都市レジーム研究に対しては、アメリカの文脈で誕生した分析枠組みであることも関係し、アメリカ以外での応用が難しいのではないか、グローバリゼーション等の進展に伴い都市の状況が変化しているため、説明できる事象には限界があるのではないかという議論がなされていたのである。

本稿で扱うピエールも以前から、都市レジーム研究はアメリカ都市 政治経済の事例から理論が導かれたため、不十分な枠組みであり、都 市の比較研究に適用するためには、文化的にも歴史的にも都市ガバナ ンスの特殊モデルとして認識されるべきであると主張していた⁽¹⁷⁾。

これらの主張に対し、都市レジーム研究の提唱者であるストーンも 批判的考察に対する説明をしてきた $^{(18)}$ 。ただし、これらは理論的な説 明であり、新たに事例による検証をした上での説明ではなかった。

3) ピエール (2014年) の議論

都市ガバナンス研究⁽¹⁹⁾に基づいて都市政治を研究しているピエールは、都市レジーム研究と都市ガバナンス研究を比較し、その利点や都市レジーム研究の欠点を指摘している。先述のように彼は、都市レジーム研究を都市ガバナンスのアメリカにおける特殊モデルとして挙げていたが、2014年の研究においては、都市ガバナンスと都市レジームの境界を明らかにすることを試みていた⁽²⁰⁾。そこでは、都市レジーム研究がアメリカの戦後の経済成長期に限定されるものであると主張している。それゆえ、彼は、比較研究において都市レジーム研究には欠点があり、都市ガバナンスの方が優れていることを主張している。こうした指摘を含む彼の研究から都市レジームの課題を見出すべく考

察を試みる。

(1) 「都市ガバナンス」と「都市レジーム」について

まず、「都市ガバナンス」とは、単純な定義では、「政治システムの地方レベルにおける集団的な目的(collective goals)の追求と構造」であるとされている⁽²¹⁾。また、一般的には「政府機関の資源に頼ることができない状況において、公共問題の領域における集合行為(collective action)を成し遂げ、統治すること」であると解されている⁽²²⁾。

次に、ピエールは、「都市レジーム」の特徴として次の点を挙げている。公的アクター(政府等)と非公的なアクター(経済界等)間の関係については前者が優位であり、足りないものを後者が供与し、都市政治が運営される点である。都市レジーム研究で重要な要素は、経済的要素である。その一つが地域企業に対する課税である。アメリカにおいては、仕事の創出や経済的発展などに企業が関与しており、そのため自治体は減税措置などを講じ、経済界に大きな興味を示すのである⁽²³⁾。

また、それぞれの研究について、いくつかの共通点が挙げられている。いずれの研究も、公と民の関係を扱っている点である。そして、公的なアクターすなわち自治体政府機関の能力の不足を出発点としていることである。つまり、それにより非公的アクターとの協力関係が生じるというのである⁽²⁴⁾。

このように、それぞれの研究には類似点も見いだせるのだが、相違点も挙げられている。それらの相違点は、彼の主張する都市ガバナンス研究の特徴であり、都市レジーム研究に不足すると考えられるものでもある。そこで、それらについて以下に述べる。

まず、都市ガバナンス研究は、地方の政治機関の主要な役割を集団的な目標に向けて、地方の領域における機関を調整するものと説明されている。例えば、議員などの公選公務員には、社会的なパートナーが共同の事業やその実施のために資源を提供する傾向にあるため、説明責任を確実にするための目標の決定と意思決定が期待されている。

また、政治的・制度的統制の制約、集団的目標を達成するための社会的関与の重要性が強調されているとしている⁽²⁵⁾。

都市ガバナンス研究は、国家の都市政策への介入の減退と都市間競 争の激化などが生じたポスト産業化社会の経済移行と並行して進展し てきた。そうした背景もあって、都市における政策は開発のみではな く、環境や福祉など多岐にわたった。それに伴い経済界のみではなく、 多様なアクターが存在すると考えられるようになった。都市ガバナン ス研究における組織間の境界を越えた連合(coalition)は、都市レジー ム研究で描かれている統治連合 (Governing Coalition) に比べて制度化さ れていない傾向があるとされる。すなわち、都市レジーム研究におけ る統治連合は安定的であるが、都市ガバナンス研究における連合は、 アドホックなものなのであると考えられるようになった。また、都市 レジーム研究では、政治的な関与が保障されているが、都市ガバナン ス研究では、政治的リーダーシップの関与や自治体の行政による関与 は必ずしも必要とされないのである⁽²⁶⁾。このように、ガバナンスへの 潜在的な参加者は都市レジーム研究よりも広範に想定しているため、 より包括的であると主張するのである。こうした、研究としての相違 にはいくつかの背景があると説明されている。以下において、それら について解説を試みる。

(2) アメリカとヨーロッパの相違

先に、都市レジーム研究はアメリカの特殊なモデルであるとピエールが指摘したことを挙げたが、それには次のような制度的背景があることを彼は主張している。

まず、彼は1980年代以降のアメリカとヨーロッパの地方自治をめぐる状況の違いを挙げている。アメリカでは、戦後の経済成長期には、連邦からの地域開発の補助金などが潤沢に交付されたが、1980年代、1990年代には連邦政府からの都市政府に対する事業交付金が激減した。それに伴って実際の都市政治及び研究も衰退した。その一方で、ヨー

ロッパでは、アメリカのような都市政治の衰退を経験しておらず、自治体の課税ベースの拡大や自治(自律性)の増大を経験していた。例えば、イギリスでは、戦略的、目的意識のある、実行可能な自治体へと転換するために、自治体間の競争などが生じるようになったという例をあげ説明をしている⁽²⁷⁾。

次に、彼は公的アクターと非公的アクター(特に経済界)の行動の違いやそれぞれのアクターのとることのできる行動に関する特徴の違いを挙げている。アメリカの政治経済では、民間投資に関する都市間の競争は、地域経済を活性化する資源をすべて有し、投資を確実なものにする企業との協力戦略に従事する政治的リーダーシップの強力なインセンティブによるものであるとする (28)。一方で、ヨーロッパでは、アメリカの都市よりも財政的、制度的にも豊かであることを挙げている。例えば、EU は国家を越えた財政的な資源の提供が可能であるとしている。また、制度面ではユーロシテーズ(Eurocities)、ユーロタウンズ(Eurotowns)、欧州自治体・地域評議会(the Council of European Municipalities and Regions)などの組織があり、特に欧州自治体・地域評議会では EU と自治体・地域間でロビイングが行われていることを挙げている (29)。

さらに、アメリカにおいては、自治体の税収の多くを企業による税収に頼っていることを指摘している。一方で、単一政府制国家(Unitary states)では、企業への課税は中央政府によってなされるため、異なった政治経済体制と成り得るとし⁽³⁰⁾、課税が中央政府によって行われている場合は、国家規模の文脈では、都市や地域は税収が直接的に企業の戦略などの影響を受けないため、より平衡的な自治を行うことができるというのである。そして、現在のアメリカでは、地域開発がさほど盛んでないため、「都市レジーム」で主に扱われる開発政策について、説明に限界があるということが指摘されている⁽³¹⁾。

最後に、アメリカとヨーロッパの大半の国においては、企業を取り 巻く市場経済の特徴も異なり、それらの特徴が企業と地域の政治機関

等との関係に影響するとピエールは主張する。すなわち、資本主義経済と企業の行動は論理的な関係があるとして、ホールとソスキス (2001) を参考にし、アメリカとヨーロッパの企業の行動等を説明している $^{(32)}$ 。市場経済は、「自由な市場経済 (liberal market economies)」と「コーディネートされた市場経済 (coordinated market economies)」に分類される。これらのモデルの重要な相違点は、経済状況における公的組織の役割であるとされている $^{(33)}$ 。

アメリカは、「自由な市場経済」モデルの典型であり、都市レジーム 分析はこのモデルを反映していると指摘されている。このモデルでは、企業が政治機関との折衝においては戦略的かつ選択的になりがちであるので、結果として公的な資源を活用することになる。つまり、政治機関との関係における企業の戦略は公共事業に期待するというのである (34)。

一方、多くのヨーロッパ諸国の企業は、「コーディネートされた市場経済」モデルで説明が可能である。企業は、市場、階層や市民社会の間で相互依存をしており、制度的な構造や定められた社会の規範により、その戦略を決定する。経済成長を促進する戦略がとられる場合、私的企業は政治リーダーによるサポートを期待するという。そのため、地域社会全体の発展に不可欠な資源をコントロールするアクターには、その目的を達成するための集団的かつ協調的な行動に関与することが期待されているというのである。

そして、このような相違があるため都市レジーム研究ではアメリカ 特有の政治経済や都市政治のみしか説明できないとピエールは主張し ている。

このような、地方自治を巡る背景の相違、アクターのとり得る行動の相違、課税方法とその影響の相違や市場経済のモデルの相違などを都市レジーム研究がヨーロッパ諸国において応用が難しい要因であると彼は主張しているのである。

政

(3) グローバリゼーションの変化による都市の状況の変化

ピエールは、都市レジーム研究について、都市政治経済を超えた空 間的、階層的な変数を考慮していないと指摘している。つまり、グ ローバリゼーションが進むにつれ、企業にも次のような変化が現れた とし、そうした変化を考慮していないというのである。企業、特に製 造業においては、垂直的な統合が進んでおり、企業の立地に関しても 移動が容易になっている。一方で、産業化から脱産業化の経済への移 行により、国家規模やグローバルなビジネスへの企業の統合が容易に なったともしている。そして、グローバリゼーションは次の3点につ いて都市政治への影響があったとする。まず、国家の地方、地域、国 家レベルの制度的な役割のより緩やかなものへの変化であり、続いて、 特に製造業において進んでいる場所への固執の弱化(小さなサービス部 門の企業は地域の市場に注目することもあるが、いくつかの企業は、国家レベ ル、国際レベルで統合されてきている)である。そして、地域の国際化で あり、つまり、国際化は新たな民族的グループや新たな企業を都市に もたらし、都市の政治課題を変え、特に人権、環境、移民などの分野 に関して国際的な協力をする場合においては、国際的な交流をするよ うになるというのである⁽³⁵⁾。

このように、ピエールは、都市レジーム研究は、分析枠組みにおいて限定的であることやアメリカは制度的、経済的にヨーロッパと異なること、グローバリゼーションによる変化を十分に考慮できていないことなどから、アメリカの戦後の経済成長期にのみ限定される議論であると主張しているのである。

ピエールは比較研究への利用ということを主眼として議論を展開しているが、比較に適さないということは、アメリカ以外への都市レジーム研究の応用が困難であるということである。すなわち、分析枠組みとしても、限定的であるということである。

このように、これまでは都市レジーム研究は、アメリカの経済成長期において有用であり、現代のヨーロッパの都市政治の分析には適さ

七九(三

ないと考えられていたのである。

2. ランベレット (2017年) の議論

前節で触れたピエールの主張に対して、スイスの 2000 年代の事例を扱い、都市レジーム研究が戦後経済成長期のアメリカ以外でも応用できることを検証して、分析枠組みとして新たな規定を加えて修正を図ったのが、ランベレットによる研究である。

以下、ランベレットの研究について、いかなる点で都市レジーム研究に新たな知見を加えたのか、どのような課題が残されているのかについて考察を行う。

1) 分析枠組みとしての都市レジームの妥当性

ランベレットは、都市レジームと他のガバナンスが混同されて、それらの境界が曖昧化していることを指摘している。また、都市レジーム研究の主要な要素は、「レジーム」若しくは統治連合が長期的に継続することであり、ガバナンス研究との差異をそこに見出している (36)。

また、彼は「資源(resources)」を都市レジームの形成や維持、政策の遂行などのために重要な要素としている。従来の都市ガバナンス研究や都市レジーム研究でも、公的及び私的なアクター間の資源交換が重要であるということは示されているが⁽³⁷⁾、いずれも明確にそれらについて規定していないとし、資源に着目することは、アクター間の権力関係を分析するのに重要であると指摘している⁽³⁸⁾。このアクター間の関係については、都市レジーム研究で用いられる「占有パワー (preemptive power)」とその認識を共有している⁽³⁹⁾。

以下では、具体的にどのように分析枠組みとしての修正が行われ、 都市レジーム研究が現代のヨーロッパで、すなわちアメリカの戦後の 経済成長期以外でも、応用可能であることを検証したのかについて考 察する。

政

(1) 都市レジーム分析の修正

従来の都市レジーム研究では、アジェンダ設定 (agenda setting) によって「レジーム」あるいは統治連合のメンバーやその方針が決定されると政策選好が決定されると説明されてきた (40)。

しかしながら、時間の経過とともに、アジェンダを取り巻く状況は変化してくる。特に、経済状況等の変化とともに、政策決定に係わる中心的なアクターの変化をランベレットは挙げる。すなわち、公的アクター、非公的アクターが有する資源の優劣によって、政策を主導するアクターが変化すると主張するのである⁽⁴¹⁾。

その際に、彼は資源交換(resources exchange)に注目をしている。特に、レジームの形成及びその継続のために重要であることを指摘している (42)。彼は、ストーンの『レジーム政治』の中で扱われた人種間を超えた連合(biracial coalition)の中に資源交換を見出したとしている。資源(resources)とは、経済界の連合への参加者が経済領域でコントロール、動員することができる「土地」(land)、「資金」(money)、「専門知識」(expertise)であり、また自治体政府(local government)が政治領域でコントロールし、動員することができる議会の承認や住民投票等を経ての「民主的支持」(democratic support)、建築許可のような「法」(law)を指す (43)。アトランタでは、自治体は「民主的支持」を提供し、政治領域を支配することによって建築許可(「法」)を提供したというのである。

ストーンは開発レジームの類型についてのみ、法的手続きに基づいたコントロール (control of legal bases)、企業の投資 (business investments)、開発に関する専門知識 (development expertise) が開発レジームに必要であると示しているが、それ以外のレジームの類型についてはいかなる資源が必要であるかについては触れていないとされている (44)。また、従来の研究の多くは、政府と市場のアクターを厳格に区分しているため、実際は自治体も自らの都市の統治に係る役割を果たすことができ、様々な形態のインフラ (空港、スタジアム、公共交通機関等) などの資源

を所有していることを見落としていると指摘されている (45)。

例えば、後に詳述するが、ランベレットが分類する「民間主導の公とのレジーム」(private-public regime)では、経済界のアクターが占有的に資産や資金、建設に係る専門知識等を有しているため、事業を開始し、自治体(公共部門)は連合が自由に使える資源を補うという。すなわち自治体の主要な役割は、住民や議会の支持を得ることであるというのである (46)。

このように、ストーンの『レジーム政治』でも示された「資源」という要素に注目をし、これを中心に都市レジーム分析を行うことが適切であることをランベレットは主張するのである。

(2) 現代ヨーロッパでの応用の妥当性

ランベレットは、先述の「資源交換」の視点から「都市レジーム」を用いて、2000年代以降のスイスの事例を分析し、戦後の経済成長期のアメリカだけではなく、ヨーロッパの事例についても、「都市レジーム」による説明が可能であることを示している。彼は経済活動の中心地であるチューリッヒと首都であるベルンを事例として取り上げ、2000年代以降の開発政策に注目し、特に公的アクターと経済界のアクターがどのように協力や資源交換をして政策を成し遂げるのか、これらの協力は長期間にわたるのかなどを検証し、都市レジーム研究が、戦後経済成長期のアメリカのみに応用できるものではないことを示そうと試みた。

彼の検証を概説すると次の通りである。

(i) チューリッヒ

1990年代以前のチューリッヒの政治状況は、右派政権に支えられた銀行などにより構成された開発を目指す連合と左派政党に支えられた住民組織により構成された開発反対の連合の強い緊張状態が続いていた。この紛争の解決手段としては住民投票等が用いられ、両陣営が競り合う中、決定的な結論は出ていなかった。最終的に、ダウンタウン

七(三〇一

に高層ビル群を建設する代わりに郊外に金融部門に必要な開発のためのオフィスビルを建設する「地域的妥協」(territorial compromise) が行われ、1990 年代まで継続するという状況であった $^{(47)}$ 。

チューリッヒは、1990年代、景気後退を経験し、失業率の上昇とともにGDPの低成長を経験していた。1990年代の半ばには、経済界や住民、カントン(州に相当)の担当者等による会議が開かれ、再開発を含めた開発戦略や新たな新しい計画法の草案、イデオロギーによらない実践的な公民連携などが扱われた⁽⁴⁸⁾。

1998年には、過去12年間左派が占めていた自治体の都市計画や建設担当官が交代し、以後、開発政策は大きく進展することとなったのであった。新たに就任したエルマー・レーダーゲルバー(Elmar Ledergerber)氏は、2000年には新たな計画法を制定し、産業関連の大企業と協力し計画手続きをするようになった。この頃、スイス連邦政府により国有の株式会社へと改変されたスイス連邦鉄道(Swiss Federal Railways)は鉄道網の保守と開発に部分的に資金を提供するため不動産経営を行うようになっていた⁽⁴⁹⁾。

レーダーゲルバー氏が 2002 年に市長に就任すると、スイス連邦鉄道は、チューリッヒ市にチューリッヒ中央駅の周辺の地域の開発に関する連絡をしていた。それは、スイス連邦鉄道がこの地域の土地をほぼすべて所有しており、そこにオイローパアレー(Europaallee)と呼ばれる中心業務地区開発を構想していたためであった (50)。すなわち、自治体政府のパートナーとしてのスイス連邦鉄道は資源である「土地」を有していたのである。

中心業務地区の開発をめぐっては、以前より阻止運動が盛んであった。そして、それが争点となっていたため、スイス連邦鉄道は市との協力が必要であると認識していた。そこで、市とスイス連邦鉄道は、国際的な設計競技(architectural competition)を行い、共同で「専門知識」の動員を行ったのであった。その後、6か月で都市計画事業の計画をし、民間の土地利用の合意を得ることができた。また、市は、スイ

七五 (二九九)

ス連邦鉄道に、通常のゾーニング法が認めるよりも22%の面積を認めた建築の権利を与えるなどの優遇措置をとった。その代わりにスイス連邦鉄道は、通常は自治体が捻出するような通りや公共の広場を含むすべての建設費を支払った⁽⁵¹⁾。このように、相互の資源交換が行われていたのである。

2005年には、オイローパアレーの開発に係る特別法を成立させたが、 市議会は未だ左派政党が過半数を占めており、土地利用計画において 住宅の割合を増やしたいと考えていた。2006年には、スイス連邦鉄道 は住宅の割合を増やすことを認め、ホテルや高級高齢者住宅を含む建 物の建設を提案し、これらを含む土地利用計画が市議会の満場一致で 承認されたのであった⁽⁵²⁾。このように「政治的支持」を利用したので ある。

一方で、満場一致の決定にもかかわらず、開発用地の近隣の住民は土地の高騰化などを恐れて、その計画に反対する住民投票を行った結果、65%の住民が当初の計画に賛成し、「民主的な支持」が与えられることとなったのであった⁽⁵³⁾。反対住民らは「民主的支持」や「法」といった資源を動員しようとしたが、それに失敗したのである。

このように、チューリッヒにおいては、オイローパアレーの開発を めぐって、スイス連邦鉄道が、「土地」、「専門知識」、「資金」を提供し、 自治体は、「法」、市議会による承認及び住民投票を経て「民主的支持」 という資源を利用することができたということである。すなわち、市 政府とスイス連邦鉄道によるレジームが形成され、開発政策が成し遂 げられたということである。

(ii) ベルン

ベルンは次のような性格を有する。スイスの首都であり、労働人口の37%は公共部門である。そして、21世紀初頭には連邦政府やカントン政府との協力を優先していた。また、ベルンは歴史的に産業中心の都市ではなく、市域の64%が公的部門に属する。ベルン都市圏の郊外

の都市はベルンと経済的、政治的にも均衡している。さらに、農業の伝統があるため、ベルンの住民は開発政策に反対する傾向にあり、特に 1990 年代中頃には農地の保存や持続可能な開発などが自治体の議論の中心であった (54)。このように、かつてのベルンは、経済界との協力もなく、それを促す要因もほとんど存在しなかったのである。

1990年代には、交通機関の発達により、企業やNGOのなかにはベルン以外の都市に本部を置くものも出てきた。また、スイス連邦議会は分権的政策としていくつかの連邦の組織をベルン以外の都市に置くようになった。その結果、1980から 2000年にはベルンは都市の衰退を経験することになった。特に、1980年代から 1990年代には、人口の増加も減速し、公債が増加していた。そして、1990年代後半にスイス連邦議会が、スイス連邦鉄道やスイス・ポスト(Swiss Post)を国有の株式会社へと改変したことに伴い、今までよりもベルンの首都としての地位は下がることとなった (55)。

これらの変化により、ベルンは経済界との協力という戦略の転換を 余儀なくされた。1989 年以降、ベルン郊外のバンクドルフ(Wankdorf) は、経済活動の中心として適した地域とされた。1990 年代は、組織や 土地所有者が断片的であったため、交通機関への出資などに困難が伴 い、経済等の集中は行き詰まることになった。しかし、2000 年代には、 以下の2つの変化があった。一つは、カントン政府が自動車の交通量 の増加を規制する新たな政策を導入したことである。それは、開発が 行われる可能性がある地域に関し、将来的な建設により既定の一日当 たりの割当てを超える交通量が予測されると、カントン政府はその地 域に建築許可をしないというものである (56)。

もう一つは、2004年にバンクドルフ地域への駅の建設であった。この地域の主要な土地所有者である地位を活かして、自治体政府は鉄道駅の隣に新たなオフィス街バンクドルフ・シティ(Wankdorf-City)の開発を提案した。建設地の選出にあたっては付近に住宅が無かったため住民による反対の余地はなかった。その後、土地利用計画が制定され、

七三 (二九七)

新たなゾーニング法についての住民投票が行われた⁽⁵⁷⁾。このように自 治体は、「土地」を所有し、ゾーニング等「法」的資源を扱い、市議会 や住民による「民主的な支持」を得ることができたのである。

さらに、自治体は、スイス連邦鉄道、スイス・ポスト、ロジンゲール・マラッツィ(Losinger-Marazzi)社に新たな商業地域に資金提供することと本部を置くことを確約させた。そして、自治体はオフィス街の建物に関する財政的なリスクを引き受けることを望まなかったので、スイス連邦鉄道とロジンゲール・マラッツィ社と借地契約を結んだ。しかしながら、自治体は計画の実現段階での管理や設計競技の審査に関与するために道路や公共広場、水道、電気、ガスの供給網などの公的な設備に投資をしていた。ベルンでは、2000年代以降もこのような公民連携の事業が展開されることとなった⁽⁵⁸⁾。

ベルンでは以前より、自治体は「土地」の資源を容易に用いることができ、「法」的な資源を用いてゾーニングなどを行ってきた。また、自治体は、計画段階において「専門的知識」や「資金」の資源を動員しており、計画のコストなどを考慮し、土地利用の計画を形成している。さらに、自治体は事業を行う上で有権者の承認を得ることにより、「民主的支持」を得るようにしている。たいていの場合は事業者の選定や実施の交渉を行う段階に向けて、計画の初期段階で住民投票を行うようにしているのである。

以上のように、チューリッヒとベルンの2都市においては、「都市レジーム」の特徴である、自治体と経済界のアクター (59) の強い関与、いくつかの事業で繰り返される資源交換のパターンを中心に構築された協力の継続が観察できたといえる。

そして、2都市の事例においては、公的と私的アクターの存在、経済 界のアクターと自治体政府の強い関与、共通の課題、資源の動員、協 力の長期継続という「都市レジーム」を構成する要素をすべて含んで いることから、都市レジーム研究としても成立していると考えられる。

政

このように、ランベレットは、チューリッヒとベルンの事例を比較し、開発政策を、各アクターの有する資源の交換により、それぞれがいかに協力をして成し遂げるのかについて説明し、「都市レジーム」分析が可能であることを検証した。

それに加えて、彼は、レジームの分類も試みている。先にも触れたようにその類型はかつてストーンが提唱したアジェンダ設定による分類ではなく、統治連合の中の資源の優位性から「民間主導の公とのレジーム」(private-public regime)と「公主導の民間とのレジーム」(public-private regime)に分類し、都市政治の動態的傾向がそれぞれの都市にあると説明した。特に、レジームの類型について、ストーンがレジームまたは統治連合の課題設定により政策選好が決定することに基づいて、その類型化を試みたのに対し、ランベレットは課題が変動・拡大するために、類型化は課題設定によるレジーム類型は適さないとして、先述した2つのレジームを提案したのであった (60)。

それらの類型は次のように説明される。まず、資源交換のパターンを次の3つの側面から分類する。それらは、①誰がどの資源を連合にもたらすのか、②連合の中で誰が最も影響力を持つ地位にいるのか、③事業に反対する人々や社会集団を連合がいかに扱うかである。

そして、「民間主導の公とのレジーム」では、経済界のアクターが占有的に土地の所有権、資産や建設に係る専門知識等を有しているため事業を開始し、自治体は連合が自由に使える資源を補強する。すなわち、自治体が議会、住民の支持を得る役目を担うのである。その結果、事業が遂行されるというのである。また、自治体は経済界のアクターに対して立法的に恩恵を与える(例外を認める等)により、法的な資源を動員する。そうした資源に対し、公共インフラなどに関しては経済界が拠出し、自治体の費用は抑えるようになるのである。事業の反対する者に対しては、事業の初期段階で自治体と経済界で重要な決定は行われており、一括政策として議会に提出し成立させることにより、反対の余地をなくす事前的な戦略がとられるのである。

七一(二九五)

次に、「公主導の民間とのレジーム」(public-private regime)は次のように説明される。まず、自治体が、建物の無い土地を有しており、これらの土地を開発区域としてゾーニングし、再開発の概要を示し、法的枠組みを構築する。私的アクターは、計画の実現段階で参加し、財源や建築に関する専門知識を連合に提供する。そして、自治体は、反対派に対して、事前に民主的正統性を確保する戦略をとるのである。これは、住民からの著しい抵抗が生じないような事業の場所を選定し、計画の早い段階で有権者や議会に事業を提案すること等によって行われる。この戦略によって、自治体は、連合の中で最も影響力のある地位を確保でき、民間のパートナーに交渉の余地のない状況で合意を得ることができるのである。

彼自身もこれは2つの事例研究のみであることから、類型の修正の余地があることや将来の研究によって改めて資源を加えたり、レジームの類型を加えたりする必要について触れている。このように、レジームの類型に関しては、一般性が確認されない限り、すなわち、他の事例にも適用可能でない限り、理論的枠組みとして成立はしないとも考えられる。しかしながら、ランベレットの研究においては、分析に当たり追加的(補強的)修正を加えてはいるが、都市レジーム研究が特に分析枠組みとして、現代のヨーロッパの事例についても応用可能であることを証明しているのである。このようにして、ピエールが呈した疑問に応答したのである。

2) 留意点

ランベレットは、スイスの事例からヨーロッパにおいても都市レジーム研究の応用が可能であることを示しているが、いくつかの点で 留意が必要である。

まず、ランベレットは、スイスが連邦、カントン、自治体とアメリカと同様の三層構造をとっていることを選択の理由として挙げている (61)(62)。都市ガバナンス研究では、ヨーロッパにおいては、外部からの影響の

一つとしてEUの諸機関の影響があることを挙げているが、スイスはEUに加盟していない。そのため、そうした影響を受ける他国においての応用可能性の実証が必要ではないかと考える。

また、彼自身も触れているが、2000年以降の10年程度の考察である ため、レジームの継続性については、より長期の分析も必要となると 考える。

ランベレットの研究では、開発政策のみを事例としているが、それ 以外の政策領域については説明ができるのかについては明らかにされ ていない。すなわち、当初のストーンの類型化では、開発政策のみで なく、福祉政策などを中心としたレジームの類型が挙げられていた。 例えば、開発政策以外に馴染みそうにない「土地」といった資源を他 の資源に置き換えるのか、そして、参加する主要なアクターによって、 それぞれが有する資源は異なると考えられるが、そうした点も考慮し た実証研究も必要とされると考える。

続いて、ピエールの主張に対して、ランベレットがほとんど触れていない点について検討する。

ピエールの指摘したアメリカとヨーロッパに関する市場経済のモデルの違いについては、「自由な市場経済」モデルにはアメリカのみではなくアングロサクソン諸国も含まれるため (63)、その主張の正当性については疑義がある。

また、ピエールは、中央政府との関係やグローバリゼーションに伴うアクターの変化等について指摘をしていたが、それについても、ランベレットは明示的に回答していない。しかしながら、この点について、ストーンは「都市レジーム」の内容・活動には国際・中央政府機関レベルからの経済的資源・法的権限配分等が環境要因として影響を与えるとしている⁽⁶⁴⁾。また、彼は、ヨーロッパでの都市レジーム研究の応用可能性について、アメリカはヨーロッパよりも国家中心ではない(less state-centered)という指摘がされるが、それに対し、問題は国家の影響力が強いか弱いかではなく、資源を利用できるか否かである

六九(二九三

としている。ヨーロッパにおいてもそれは同様であり、スウェーデンの例を挙げて彼は説明している。それは次のようなものである。彼は、第二次世界大戦後のスウェーデンのマルメにおける開発は、国策ではあったが、社会民主党は仲介役であり、住宅開発は銀行と企業家ならびに協力住宅協会(Cooperative Housing Association)の参加により行われ、また、公共部門に関する事業においては社会民主主義をとる国の事例についても、選択的なインセンティブが存在すると指摘している (65)。

3. 結びに代えて

本稿では、欧米において行われている議論、すなわち、ピエールに 代表される都市レジーム研究はアメリカの経済成長期に適したもので あるという主張やランベレットによる現代ヨーロッパにおいても都市 レジーム研究を用いることができるという主張による議論を扱い、ラ ンベレットによる事例を用いた検証を通して「都市レジーム」を分析 枠組みとして扱うことは、未だ有用であることが確認できた。

都市レジーム研究とは、公的なアクターである政府によってのみ政策形成が行われているのではなく、非公的アクター(経済界など)によるレジーム若しくは統治連合が形成され政策形成が行われており、この統治連合は都市の共通の課題等によりそのメンバーが決定され、それはその課題の解決のために一定期間維持される(もしくは、課題解決等により崩壊する)ことを動態的に研究することにより都市政治を説明するものである。ランベレットの研究では、社会経済情勢の変化やアクターの変化などをきっかけに、共通の課題に対して、資源を有するアクターが関係を構築し、統治連合を形成し、課題の解決あるいは政策の達成のために資源を動員し、統治連合が維持され、課題解決・政策形成がなされたのかを動態的に検証したといえるのである。

アメリカにおいては、1989年にストーンが『レジーム政治』においてアトランタ市の事例を用い、市政府や有権者と経済界による統治連

合が形成され、開発政策が展開されたのかなどを明らかにし、都市政治を説明できること等が検証された。しかしながら、先述のようにヨーロッパ諸国においては、国家の地方への影響がアメリカと異なることなどから、都市レジーム研究の応用が難しいのではないかという議論が従来なされていたのである。それに対し、ランベレットはストーンの研究に倣い、特に「資源」に着目をして、いかにして統治連合が形成され、共通の課題に対してそれぞれのアクターがいかに資源を動員し、課題に対する政策がとられ、連合が維持されるのかについて説明したのである。また、「資源」を強調することにより、レジーム内でのアクター間の政策決定への影響力の優劣に関する説明を可能にし、政策の成否の説明をさらに有効にしたのである。

このようにして、都市レジーム研究への批判的検討がなされている中で、近年都市レジーム研究に対して疑問を呈していたピエールの研究等に対して、ランベレットは分析枠組みとしてアメリカの戦後経済成長期以外でも用いることができるという回答をしたのである。

都市レジーム研究の観点からすると、アメリカ以外の国で、現在も都市レジーム研究が有用であるということだけでなく、その応用の多様さゆえに理論であるのか、分析枠組みなのかという点で議論がなされていたが、分析枠組みとしての有効性を示した点でランベレットの研究は大きな貢献をしたといえる。

また、類型については、従来のストーンの類型に対しては、批判的な指摘がなされていたが、類型化の可能性についても貢献をしているといえる (66)。ただし、先述のように、ランベレットが示した分析枠組みに問題がないわけではない。

現在、「都市レジーム」を用いたヨーロッパにおける研究も全くないわけではない。例えば、ラヴァッツィ(Ravazzi)とベリーニ(Belligni)はトリノを事例として「都市レジーム」を用いた研究を行っている⁽⁶⁷⁾。今後、このような研究の蓄積により、都市レジーム研究が再検討され、活用される方向もあると考える。ちなみに、ランベレットのように、

「都市レジーム」について新たな要素への注目や分析枠組みの修正などの建設的な提案は稀である。こうした傾向は、ランベレットが示したように、分析枠組みとして一定の規定があることにより、より動態的に詳細な公的アクターと私的アクター間の関係や決定について描写することが可能であることが影響しているのではないかと考える。

一方、アメリカでは、都市レジーム研究の提唱者であるストーンがアメリカ政治発展論(American Political Development: APD)を応用し、都市の政治秩序についての研究をしている (68)。これは、ランベレットが 1989 年のストーンの著作を扱い、都市レジーム研究を再評価しているのに対し、新たな視点からのアプローチである。こうした都市レジーム研究に対する理論的な再検討や都市レジーム研究の応用など現在のアメリカ都市政治研究における都市レジーム研究の動向についての考察は今後の課題としたい。

【註】

- (1) 「この 20 年以上にわたり都市政治研究の有力な研究方法である」とも 評されてきた。(Mossberger [2009]: p.40.) わが国においても、2000 年代 以降、「都市レジーム」を応用した研究が行われている。例えば、主要な 研究として、中澤(2005) などがある。近年では、遠藤(2017a);遠藤(2017b);木田(2016);長野(2012) などがある。
- (2) 小松 (2006): 216 頁。See also, Mossberger and Stoker (2001): p.814
- (3) Stone (2015): p.123. なお、本稿においては、これらを含む、「都市レジーム」を用いた研究として、都市レジーム研究という用語を用いる。
- (4) Pierre, J. (2014) "Can Urban Regimes Travel in Time and Space? Urban Regime Theory, Urban Governance Theory, and Comparative Urban Politics," Urban Affairs Review 50(6), pp.864-889.
- (5) Lambelet, S. (2017). "Filling in the Resource Gap of Urban Regime Analysis to Make It Travel in Time and Space," Urban Affairs Review. [https://doi.org/10.1177/1078087417740974]
- (6) Stone N.C. (1989) Regime Politics: Governing Atlanta, 1946-1988, University Press of Kansas.
- (7) Stone (1989):p.6.
- (8) 都市レジーム研究登場の背景については、安岡(1995)、中澤(1999)、 長野(2012)などに詳しい。

- (9) 安岡 (1995):7頁。See also, Stone (1989):p.5.
- (10) 安岡 (1995):8頁。See also, Stone (2016):p.377.
- (11) 小松 (2006): 211 頁。
- (12) 安岡 (1998):5頁;小松 (2006) 211-213頁。
- (13) 小松 (2006) 216 頁。See also, Mossberger and Stoker (2001):p.814.
- (14) Mossberger and Stoker (2001):p.811. See also, DiGaetano (1997); Lauria (1997); Orr and Stoker (1994).
- (15) Harding (1995); Davies (2003).
- (16) Lauria (1996).
- (17) 小松 (2006) 215-216 頁。See also, Pierre (2005): pp.447-448.
- (18) Stone (2005), Stone (2015) など。
- (19) 都市ガバナンス研究については、Pierre, J. and Peters, B.G. (2012) "Urban Governance," in Mossberger et al. (eds.) *The Oxford Handbook of Urban Politics*, Oxford University Pres, pp.71-86 などに詳しい。
- (20) Lambelet (2017):p.3. なお、ピエールは、Pierre and Peters (2012) において都市レジーム研究を参照しながら、都市ガバナンスについての実証的な研究を行っていた。
- (21) Pierre and Peters (2012): p.71.
- (22) Stoker 2000: p.93.
- (23) Pierre (2014):pp.871-872.
- (24) Ibid, pp.873-874.
- (25) Ibid, pp.873-874.
- (26) Ibid, p.875.
- (27) Pierre (2014): pp.868-869.
- (28) Stone (1989):p.289.
- (29) Pierre (2014): p.869.
- (30) Ibid, p.872. See also, Kantor and Savitch (1993).
- (31) Ibid, pp.880-881.
- (32) Ibid, p.881. See also, Hall and Soskice (2001).
- (33) Ibid, p.881.
- (34) Ibid, pp.881-882.
- (35) Ibid, pp.883-884.
- (36) Lambelet (2017): p.3.
- (37) Pierre (2014): p.867; Stone (1993): p.17. See also Lambelet (2017):p.5.
- (38) Lambelet, op.cit., p.4. 従来の研究でも資源について触れられているが、いかなる資源が課題設定 (agenda setting) に影響しているかなどの指摘はなされていない。例えば、ストーンは、物質的なものだけでなく、技能 (skills)、専門的知識 (expertise)、組織的な関係 (organizational

connections)、非公式な接触(informal contacts)などを挙げていた(Stone, N.C. [2005])。また、ピエールは権威(authority)、知識、財源、ネットワークなどや政治および行政機関が管理する主要資源として、法的権限(legal authority)、適法プロセスの管理(control of due process)、政治的サポートを挙げていた。(Pierre [2014]: p.880)。

- (39) Stone (1989): p.242.
- (40) 長野(2012) は、都市レジームとは、「政策目標によって動機づけられたセクターを越えた参加主体による一定の特徴的なアジェンダを持った比較的安定的でフォーマルな協力関係」であると説明する。そのうえで、「ここでは、中核となる主体が、政策の枠組みを決め、一定の特徴的なアジェンダが認識されると、政策目的が関与・行動の動機付けとなり、その関与・行動が資源の動員を生む。」としている。(長野[2012]89頁。See also, Stone [1993]; Stone [2001])
- (41) Lambelet, op.cit., p.20.
- (42) Ibid, p.6.
- (43) Ibid, p.7.
- (44) Ibid, p.4. See also, Stone (1993), pp.18.
- (45) Ibid, p.20.
- (46) Ibid, p.20.
- (47) Ibid, p.8.
- (48) Ibid, p.8.
- (49) Ibid, p.9.
- (50) Ibid, p.9.
- (51) Ibid, p.10.
- (52) Ibid, p.10.
- (53) Ibid, p.11.
- (54) Ibid, p.13.
- (55) Ibid, p.14.
- (56) Ibid, pp.15-16.
- (57) Ibid, p.16.
- (58) Ibid, pp.16-17.
- (59) ランベレットは、スイス連邦鉄道を私的アクターあるいは経済界のアクターとして扱っている。彼自身も厳密には準公的アクターと扱うべきとしているが、スイス連邦鉄道の不動産部門は、連邦政府の意向に基づき利益を上げる必要があることから私的なアクターとして扱うとしている。(Lambelet [2017]:p.26.)
- (60) Ibid, p.20.
- (61) Ibid, p.6.
- (62) アメリカについては、州と自治体の間に、カウンティ(County)が存

在し、地域によっては強い権限を与えられているため、政府の(層) 構造 について言及する場合には注意が必要である。

- (63) 山田 (2008):112頁。
- (64) 長野 (2012): 90 頁。 See also, Stone (2004a).
- (65) Stone (2004b): p.11.
- (66) Mossberger and Stoker (2001): pp.825-827.
- (67) Ravazzi, and Belligni, (2016).
- (68) Stone (2015). APD とは、伊藤によれば、歴史的新制度論として捉えられ、歴史事象に関する個別的な説明を目的とする歴史学とは異なり、現代アメリカの政治制度や政策の特徴との関連をも視野にしながら、歴史事象を理論的に説明することを目指すものである。また、政治秩序は、相互に拮抗し、影響を及ぼし合う制度群が構成する動態的な存在であると捉えられるとともに、この制度間の相互規定的な緊張・対抗関係の中から、新たな制度が絶えず生成されると考えられるものである。(伊藤(2006):4頁、9-10頁。)

【参考文献・引用文献】

- Davies, J. S. (2003) "Partnerships Versus Regimes: Explaining Why Regime Theory Cannot Explain Urban Coalitions in the UK," *Journal of Urban Affairs* (25), pp.253-69.
- DiGaetano, A. (1997) "Urban governing alignments and realignments in comparative perspective: Developmental politics in Boston, Massachusetts, and Bristol, England, 1980-1996," *Urban Affairs Review* 32, pp.844-870.
- 遠藤智世(2017a)「首都圏の周辺大都市における都市レジームと都市の自律 化:千葉県千葉市の都市レジーム分析から」『社会学研究科年報』第24号、 19-30頁
- 遠藤智世(2017b)「革新自治体は、その政権をいかにして維持・安定させていたか:横浜・飛鳥田市政の都市レジーム分析を事例に」『グローバル都市研究』第10巻、25-41頁
- Harding, A. (1995) "Elite Theory and Growth Machines," In *Theories of Urban Politics*, edited by D. Judge, G. Stoker and H. Wolman, 35-53. London: Sage.
- 伊藤正次(2006)「『新しい制度史』と日本の政治行政研究―その視座と可能 性―」『法学会雑誌』第47巻第1号、1-20頁
- Hall, P. A. and Soskice, D. (eds.) (2001) Variety of Capitalism: The Institutional Foundation of Comparative Advantage, Oxford university press.
- Kantor, P. and Savitch, H. V. (1993) "can politicians bargain with Business? : A Theoretical and comparative perspective on Urban Development,"

- Urban Affairs Review (29), pp.230-250.
- 木田勇輔(2016)「都市レジームはいかに再編されつつあるか?: 1980 年 代以降の名古屋市政を事例に—」『日本都市社会学会年報』第34号、106-123頁
- 小松茂久 (2006) 『アメリカ都市教育政治の研究― 20 世紀におけるシカゴの 教育統治改革』人文書院
- Lambelet, S. (2017). 'Filling in the Resource Gap of Urban Regime Analysis to Make It Travel in Time and Space," *Urban Affairs Review*. [https://doi.org/10.1177/1078087417740974]
- Lauria, M. ed. (1996) Reconstructing Urban Regime Theory: Regulating Urban Politics in a Global Economy, SAGE Publishing.
- 長野基(2012)「地区まちづくりを支えるリーダーシップに関する都市レジーム論からの一考察:新宿区西早稲田地区を事例として」『都市科学研究』第4号、87-98頁
- 中澤秀雄(1999)「日本都市政治における『レジーム』分析のために―地域権力構造(CPS)研究からの示唆―」『年報社会学論集』第12号、108-118頁
- 中澤秀雄(2005)『住民投票運動とローカルレジーム―新潟県巻町と根源的 民主主義の細道、1994-2004』ハーベスト社
- Mossberger, K. and Stoker, G. (2001). "The Evolution of Urban Regime Theory: The Challenge of Conceptualization," *Urban Affairs Review*, 36 (6), pp.810-835.
- Orr, M., and Stoker, G. (1994) "Urban regimes and leadership in Detroit," *Urban Affairs Quarterly*, 30, pp.48-73.
- Pierre, J. (2005) Comparative Urban Governance: Uncovering Complex Causalities, *Urban Affairs Review*, 40(4), pp.446-462.
- Pierre, J. and Peters, B.G. (2012) "Urban Governance," In *The Oxford Handbook of Urban Politics*, edited by Mossberger et al., Oxford University Pres, pp.71-86.
- Pierre, J. (2014) "Can Urban Regimes Travel in Time and Space? Urban Regime Theory, Urban Governance Theory, and Comparative Urban Politics," *Urban Affairs Review*, 50(6), pp.864-889.
- Ravazzi, S. and Belligni, S. (2016) "Explaining "Power to": Incubation and Agenda Building in an Urban Regime," Urban Affairs Review, 52(3), pp.323-347.
- Stoker, G. (2000) "Urban Political Science and the Challenge of Urban Governance," In *Debating Governance Authority, Steering, and Democracy*, edited by J. Pierre, Oxford University Press, pp.91-109.
- Stone, C. N. (1989) Regime Politics: Governing Atlanta, 1946-1988,

- University Press of Kansas.
- Stone, C. N. (2004a) "Rejoinder: Multiple Imperatives, or Some Thoughts about Governance in a Loosely Coupled but Stratified Society," Journal of Urban Affairs, (26) 1, pp.35-42.
- Stone, C. N. (2004b) The Governance Conundrum [https://ecpr.eu/Filestore/PaperProposal/9b3ef926-5ba1-4672-b482-8bb610b1937d.pdf]
- Stone, C. N. (2005) "Looking Back to Look Forward: Reflections on Urban Regime Analysis, "Urban Affairs Review, 40(3), pp. 309-341.
- Stone, C. N. (2015) Stone, C. N. (2015) "Reflections on Regime Politics: From Governing Coalition to Urban Political Order," *Urban Affairs Review*, 51(1), pp.101-137.
- Stone, C. N. (2016) "Urban Regimes: A Research Perspective' and 'Conclusion'," In *Urban Politics: A Reader*, edited by S.J. McGovern, CQ Press.
- 山田鋭夫(2008)「比較資本主義分析とは何か」『東京経大学会誌(経済学)』 第 259 号、107-118 頁
- 安岡正晴(1995)「アメリカ政治学における『都市レジーム・アプローチ』 の発展―コミュニティ・パワー研究にとっての含意―」『早稲田政治公法 研究』第48号、1-27頁
- 安岡正晴(1998)「レジーム理論による、アメリカ都市政治の計量的分類」 『早稲田政治公法研究』第58号、1-27頁